

令和5年4月以降に採用予定の 美郷町職員採用試験を実施します

令和3年度より
職員採用試験の
実施方法を
変更しています

第1次試験は公務員試験対策不要の教養試験を行います

これにより、民間企業を志望の方でも受験しやすくなりました。

試験は全国のテストセンターで行います

指定する期間のうち、都合の良い日時・会場を予約して受験できるため、
県外にお住まいの方でも受験しやすい試験となりました。

採用試験に関する詳細は下記のとおりです

■試験区分などについて

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
一般行政職 (大学卒業程度)	若干名	次のいずれかを満たす方 ①平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方 ②平成13年4月2日以降に生まれた方で、大学を卒業または令和5年3月までに卒業見込みの方	一般行政事務
保健師 (短大卒業程度)	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有するか、令和5年3月までに取得予定の方	予防衛生・保健指導業務 または一般行政事務
幼稚園教諭・保育士 (短大卒業程度)	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、幼稚園教諭普通免許(二種以上)および保育士証を有するか、令和5年3月までに取得予定の方	保育業務 または一般行政事務

■第1次試験について

日時	6月3日(金)から6月22日(水)までの間で、受験者が選択する日時
区分	すべての試験区分
会場	受験者が選択する全国のテストセンター ※令和4年2月現在、秋田県内では秋田市、大仙市、湯沢市、大館市、北秋田市にテストセンターがあります。
受験方法	受験申込票に記載のメールアドレスに、テストセンター会場を予約するための案内をお送りします。その後、受験用IDおよびパスワードを使用して会場の予約を行い、予約した日時に受験してください。

■受験案内および申込用紙の配布方法について

- 町ホームページからダウンロード
受験案内と申込用紙を町ホームページに掲載しています。
- 郵便による請求
封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った返信先明記の封筒(角形2号)と希望する試験区分を記したメモを同封のうえ、郵送してください。

■受付期間について

5月13日(金)まで

■申込手続きについて

- 郵送の場合
5月13日(金)までに到着したものに限り受け付けします。
 - 持参する場合
美郷町役場1階にある町総務課へ、平日の午前8時30分から午後5時までの間にお持ちください。
- ## ■欠格事項について
- 日本の国籍を有しない方
 - 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない方

申・問●町総務課 総務班 ☎0187(84)1111



チャレンジデー2022

Take up a sport !

5月25日(水) 全国一斉開催!
美郷町の対戦相手は
きた ひろ しま ちよう
広島県北広島町

目標参加率は70%
(目標参加人数:12,984人)
※令和4年1月1日の住民基本台帳
登録者数18,549人

チャレンジデーとは...

- ①5月の最終水曜日に全国一斉に開催される「住民総参加型のスポーツイベント」です。
 - ②人口が同じ規模の自治体間で、午前0時から午後9時までの間で15分以上の運動をした住民の「参加率(%)」を競います。
 - ③参加率を競い合って敗れた場合は、自治体庁舎のメインポールに対戦相手の自治体旗を1週間掲揚するルールになっています。
 - ④チャレンジデーを機に町民一人ひとりが心身の健康を考え、運動の大切さを感じ、日常生活に運動の時間を取り入れ、元気で生き生きとした生活を送るきっかけとなることを目的として開催します。
- ※詳細は5月13日(金)に全戸配布するチラシ等でお知らせします。
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては中止する場合があります。

いきいきスポーツ健康のまち宣言

美郷町は町民が皆、健やかで心豊かに暮らすことを願い、スポーツを通じて健康を育み、元気でいきいきとした町を目指すことをここに宣言します。

- 一、私たちは、スポーツを通じて、健康な心と体をつくりたい。
- 一、私たちは、スポーツに親しみ、ふれあいと交流を深めたい。
- 一、私たちは、スポーツを楽しみ、活気ある町を目指したい。
- 一、私たちは、スポーツに取り組みやすい環境の充実に努めたい。

平成27年3月6日 美郷町

問●美郷町チャレンジデー実行委員会事務局
(町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班) ☎0187(84)4916

成人年齢引き下げによる消費者トラブルに要注意!!

令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられました。成人になると保護者の同意なしで契約などができるようになり、下記のようなトラブル増加が懸念されます。悪質業者があなたを狙っています。悪質商法など消費者トラブルに注意しましょう。

トラブルの事例を紹介します

①定期購入

【事例】

動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4カ月分まとめて4万円の請求があった。

【アドバイス】

- ・契約内容をしっかり確認しましょう!
- ・解約条件をしっかり確認しましょう!
- ・証拠を残すため事業者に連絡した記録を残しましょう!

②美容医療

【事例】

美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず、生活に支障が出た。

【アドバイス】

- ・使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できるように確認しましょう!
- ・効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得したうえで選択しましょう!
- ・他の方法や選択肢の説明も受けましょう!
- ・その美容医療が「今すぐ」必要かどうかを最後にもう一度確認しましょう!

③もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産など)

【事例①】

先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の情報商材を契約したが、全くもうからない。その後、友だちを誘えばボーナスが入ると言われた。

【事例②】

マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をする絶対もうかと誘われて投資をしたが、出金できなくなった。

【アドバイス】

- ・あやしい話は、はっきり断りましょう!
- ・投資には必ずリスクがあります!
(価格が変動し損をする可能性があります)
- ・クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない!
- ・被害者の立場から加害者になってしまうことも!
- ・暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者などでないか確認しましょう!

契約や買い物で「困ったな」と思ったら
消費者ホットラインまでお電話ください。

全国共通の電話番号 ☎188
消費者ホットライン

問●町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903
秋田県生活センター南部消費生活相談室 ☎0182(45)6103